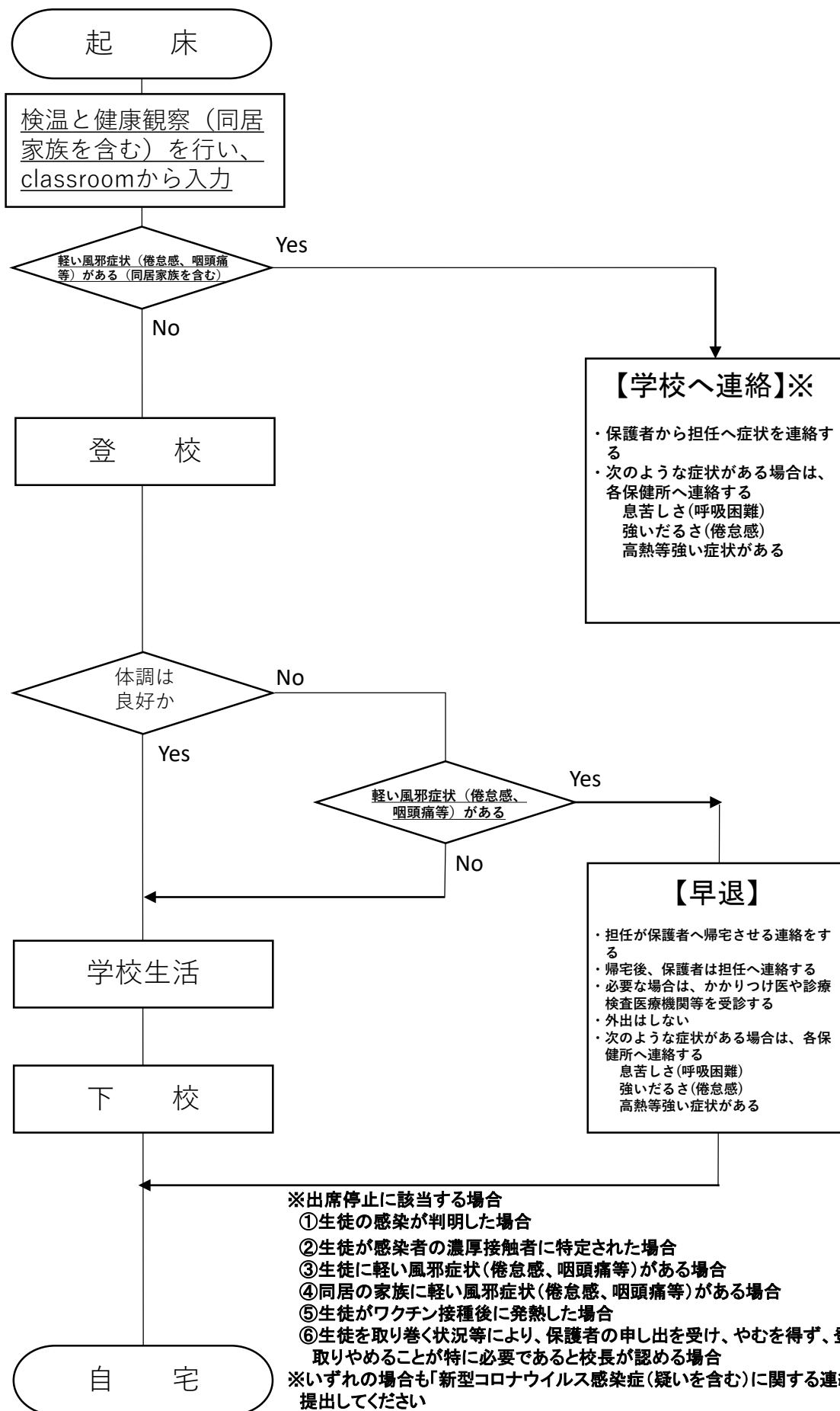


新型コロナウイルス感染拡大予防に係る
健康観察の手順について

R3.9.1施行



【学校へ連絡】※

- ・保護者から担任へ症状を連絡する
- ・次のような症状がある場合は、各保健所へ連絡する
 - 息苦しさ(呼吸困難)
 - 強いだるさ(倦怠感)
 - 高熱等強い症状がある

【早退】

- ・担任が保護者へ帰宅させる連絡をする
- ・帰宅後、保護者は担任へ連絡する
- ・必要な場合は、かかりつけ医や診療検査医療機関等を受診する
- ・外出はしない
- ・次のような症状がある場合は、各保健所へ連絡する
 - 息苦しさ(呼吸困難)
 - 強いだるさ(倦怠感)
 - 高熱等強い症状がある

※出席停止に該当する場合

- ①生徒の感染が判明した場合
- ②生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③生徒に軽い風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合
- ④同居の家族に軽い風邪症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合
- ⑤生徒がワクチン接種後に発熱した場合
- ⑥生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

※いずれの場合も「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)」に関する連絡票を提出してください

※本人・同居の家族がPCR検査を受け、結果が出るまでの期間を含む